

宣 誓 書

特別高圧電力利用事業者緊急支援金（以下「緊急支援金」という。）申請・給付要領（以下「要領」という。）第7条に基づき、下記の事項について誓約します。

- 1 要領第4条に定める給付要件を満たしています。虚偽又は不正が判明した場合は、緊急支援金を遅滞なく返還します。
- 2 申請対象事業所は、申請日時点で事業を行っており、引き続き事業を継続する意思があります。
- 3 提出した基本情報等が緊急支援金の事務のために第三者に提供される場合及び緊急支援金の給付等に必要な範囲において申請者情報が第三者から取得される場合があることに同意します。
- 4 申請に際し提出した書類を電磁的記録等により5年間保存します。
- 5 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
- 6 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意します。
- 7 下記のいずれにも該当しません。
 - 一 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
 - 四 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 六 みなし大企業（次の各号のいずれかに該当する者）
 - イ 発行済株式の総数又は出資額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ロ 発行済株式の総数又は出資額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ニ 発行済株式の総数又は出資額の総額をイからハに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ホ イからハに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- 8 知事から給付される緊急支援金の受領権限を北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局（以下「事務局」という。）に委任し、事務局がその全額を遅延なく、要領第6条第4項に従い指定された口座へ振り込むことに同意します。

北海道知事 鈴木 直道 様

令和 年 月 日

事業所名

代表者名 _____